

平成二十五年法律第二十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条の二）
- 第二章 個人番号（第七条—第六条の二）
- 第三章 個人番号カード（第十六条の二—第十八条の二）
- 第四章 特定個人情報の提供（第一節 特定個人情報の提供の制限等（第十九条・第二十条）、第二節 情報提供ネットワークシステムによる利用特定個人情報の提供（第二十一条—第二十一条）、六条）

第五章 特定個人情報の保護

第一節 特定個人情報保護評価等（第二十七条—第二十九条の四）

第二節 個人情報保護法の特例等（第三十条—第三十二条）

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等（第三十三条—第三十八条）

第六章の二 機構処理事務等の実施に関する措置（第三十八条の二—第三十八条の十三）

第七章 法人番号（第三十九条—第四十二条）

第八章 雜則（第四十三条—第四十七条）

第九章 罰則（第四十八条—第五十七条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によつて異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者の間における迅速な情報の授受を行うことができるようになるとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようとするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第八項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、個人情報保護法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報をいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第六十条第二項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関等（個人情報保護法第二条第十一項に規定する行政機関等をいふ。以下この項及び第五章第二節において同じ。）が保有するもの又は個人情報保護法第十六条第一項に規定する個人情報データベース等であつて行政機関等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コードを（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいふ。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

7 この法律において「本人」とは、個人番号によつて識別される特定の個人をいう。

6 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の方法をいい。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたものとすう。

一 氏名

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあつては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項から第三項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第四項の規定により個人番号利用事務に關して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第八号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理するため

に、第二十一条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が設置し、及び管理するものをいう。

15 この法律において「法人番号」とは、第二十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨と

して、行われなければならない。

（基本理念）

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求める 것을避け、国民の負担の軽減を図ること。

四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないよう、その管理の適正を確保すること。

5 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

6 個人番号の利用に関する施策の推進は、個人番号カードが第一項第一号に掲げる事項を実現するためには、行政事務の処理における本人確認の簡易な手段としての個人番号カードの利用の促進を図るとともに、カード記録事項が不正な手段により収集されることがないよう配慮しつつ、行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない。

7 個人番号の利用に関する施策の推進は、情報提供ネットワークシステムが第一項第二号及び第三号に掲げる事項を実現するために必要なことに鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が迅速に特定個人情報の授受を行うための手段としての情報提供ネットワーカークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワーカークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない。

8 第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のつとり、個人番号及び法の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用を促進するための施策を実施するものとする。

9 第五条 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民（事業者の努力）の理解を深めるよう努めるものとする。

10 第六条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

11 第七条 内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報を正確かつ最新の内（指定及び通知）市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機関から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

3 市町村長は、前二項の規定による通知をするときは、当該通知を受ける者が個人番号カードの交付を円滑に受けることができるよう、当該交付の手続に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前三项に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による通知に關し必要な事項は、総務省令で定める。

（個人番号とすべき番号の生成）

5 第八条 市町村長は、前条第一項又は第二項の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機関に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

6 2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

1 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

2 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

3 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

4 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

（利用範囲）

5 第九条 別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の当該各項の下欄に掲げる事務の全部若しくは一部を行なうこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他の政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」といいう。）がある場合には、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）の処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

6 2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に關して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

7 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による戸籍関係情報（戸籍又は除かれた戸籍（戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）第百十九条の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録することができる物を含む。）をもつて調製されたものに限る。以下この項及び第四十五条の二第一項において同じ。）の副本に記録されている情報の電子計算機処理等（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。以下同じ。）を行うことにより作成することができる戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の

戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同一条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第一条第五項に規定する個人番号に代わつて用いられる特定の個人を識別する符号であることをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下同じ。）の提供に関する事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二十七条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第六項若しくは第七項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第四三四項、第七十条の二の二第十项若しくは第七十条の二の三第十六項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三の三、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百一十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第七条又是内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（再委託）
第十一条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十二項及び第十三項、前条第一項から第四項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）
第十二条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十三条 個人番号利用事務実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。）は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るために努めなければならない。

第十三条 個人番号利用事務実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。次条第二項及び第十九条第一号において同じ。）は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るために努めなければならない。

第十四条 個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条において同じ。）は、個人番号利用事務等を処理するため必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第五号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五の二第一項、第三十条の四十四から第三十条の四十四の五まで又は第三十条の四十四の七第一項の規定により、機構に対し同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報又は同法第三十条の四十二第四項に規定する機構保存附票本人確認情報（第十一条第五号及び第四十八条において「機構保存本人確認情報等」という。）の提供を求めることができる。

（提供の求めの制限）

第十五条 何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。）に對し、個人番号の提供を求めてはならない。

（本人確認の措置）
第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることの確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

第三章 個人番号カード

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第四項において同じ。）の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを作成するものとする。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあっては、戸籍の附票。以下この項及び第五項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を経由して申請する方が当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長）を経由して行うものとする。

3 住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受けが必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

- 5 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前二項の申出をした者に係るもの）を除く。以下この項において同じ。を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。
- 6 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合（同項の市町村の長から機構に対し、その者について同項に規定する措置をとった旨の通知があった場合に限る。）には、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するものとする。
- 7 機構は、第一項の申請に基づき第四項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合は、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。
- 8 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成及び送付（第十八条の二第一項において「個人番号カードの発行」という。）に関する状況並びに個人番号カードの運用に関する状況の管理その他総務省令で定める事務を行うものとする。
(個人番号カードの交付等)
- 第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し、前条第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその後に係る個人番号カードを直接に又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長（次項から第五項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。
- 一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるもの並びに当該住民票に記載されている個人番号（その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。
- 二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む。）。
- 3 前条第一項の申請（同条第四項の申出をした者に係るもの）を除く。）が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって前項第二号に掲げる措置をとることができる。
- 4 前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から機構に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、政令で定めるところにより、機構が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することにより行う。
- 5 前条第四項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であるに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第七項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わって同号に掲げる措置をとるものとする。付市町村長又は前項の規定により交付市町村長に代わって第一項第二号に掲げる措置をとった市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

- 6 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届をする場合には、これらの届出と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。
- 7 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記録事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。
- 8 第六項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があつたときは、その変更があつた日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第十一項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 9 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。
- 10 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。
- 11 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。
- 12 国外転出者に対する第八項、第九項及び前項の規定の適用については、第八項中「その変更があつた日から十四日以内に」とあるのは「速やかに、直接に又は領事官を経由して」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第九項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理制度の有効期間その他個人番号カードに関し必要な事項（再交付等に関する事項を除く。）は主務省令で定める。
- 13 前項に定めるもののほか、個人番号カードの再交付の手続その他個人番号カードに関して市町村長及び個人番号カードの交付を受けている者が行う手続に關する事項（以下この項において「再交付等に関する事項」という。）は総務省令で、個人番号カードの様式及び個人番号カード的有效期間その他個人番号カードに関する事項を除く。）は主務省令で定める。
- 第十八条 個人番号カードは、第十六条の規定による本人確認の措置において利用するほか、次の各号に掲げる者が、条例（第二号の場合にあつては、政令）で定めるところにより、個人番号カードのカード記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該各号に定める事務を処理するため必要な事項を電磁的方法により記録して利用することができます。この場合において、これらの者は、カード記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のカード記録事項の安全管理を図るために必要なものとして内閣総理大臣及び総務大臣（第三十八条の八から第三十八条の十一まで及び第三十八条の十三において「主務大臣」という。）が定める基準に従つて個人番号カードを取り扱わなければならない。
- 一 市町村の機関 地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務
- 二 特定の個人を識別して行う事務を処理する行政機関、地方公共団体、民間事業者その他の者であつて政令で定めるもの 当該事務
- （個人番号カードの発行に関する手数料）
- 第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項、第五項及び第七項並びに第十七条第三項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に關し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

機構は、第一項の手数料の徴収の事務を交付市町村長（第十七条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあっては、当該市町村長）に委託することができる。

第四章 特定個人情報の提供

第一節 特定個人情報の提供の制限等

（特定個人情報の提供の制限）
個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するためには、本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第一百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合は、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る）。

（特定個人情報の提供の制限）
個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するためには、必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十二号に規定する場合を除く）。

（特定個人情報の提供の制限）
本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

（特定個人情報の提供の制限）
一の使用者等（使用者、法人又は国若しくは地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）における従業者等（従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員をいう。以下この号において同じ。）であった者が他の使用者等における従業者等になつた場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

（特定個人情報の提供の制限）
機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報等を提供するとき。

（特定個人情報の取扱い）
六 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

（特定個人情報の取扱い）
七 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他の政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

（別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するためには、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

（別表の各項の上欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するためには、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

（別表の各項の上欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するためには、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

（別表の各項の上欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するためには、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

（別表の各項の上欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するためには、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

（別表の各項の上欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するためには、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

（別表の各項の上欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するためには、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

（別表の各項の上欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの（法令の規定により特定個人番号利用事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、特定個人番号利用事務を処理するためには、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣（法令の規定により当該場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

して個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めることにより、条例事務関係情報提供者（当該事務を処理するためには、必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するためには、必要な利用特定個人情報をあつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供するとき。

十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第七十二条の五十八、第三百二十七条、第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項の規定その他の政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税若しくは森林環境税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するためには必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行ったための口座の開設を受ける者が第九条第四項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するためには必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十三 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

十四 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。

十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第一百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事案件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われると、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十六 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十七 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）
第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第八十 五項 第九条 第五項	第八十 九項 第九条 第一項	第八十 八項 第九条 第一項	定める
			定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する第八、十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる。
			内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長等以外のものに限り、当該手数料を減額し、又は免除することができる）
			2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三條第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報を関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
3 個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第一項（同条第二項（第一号及び第五号（同項第一号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第六十七条から第六十九条第一項まで、第七十六条から	第九十 七条 第六十九 条第一項 第六十 九項 第八十九 条第三項 第九十七 条 第九 十 九 条	第九十 七条 第六十九 条第一項 第六十 九項 第八十九 条第三項 第九十七 条 第九 十 九 条	2 デジタル庁が保有し、又は保有しようとする第二十三條第三項（第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報を関しては、個人情報保護法第六十九条第二項から第四項まで、第七十条、第八十五条、第八十八条、第九十六条及び第五章第四節第三款の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十四条まで、第八十六条、第八十七条、第八十九条第四項から第六項まで、第九十条から第九十五条まで、第九十七条及び第一百二十七条の規定（みなし個人情報取扱事業者については、個人情報保護法第六十一条、第六十三条から第六十六条第一項まで及び第六十七条から第六十九条第一項までの規定）は、行政機関等以外の者（みなし個人情報取扱事業者を含む。）が保有する第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第八十 六項 第六十九 条第一項 第六十 九項 第八十九 条第三項 第九十七 条 第九 十 九 条	第八十 六項 第六十九 条第一項 第六十 九項 第八十九 条第三項 第九十七 条 第九 十 九 条	第八十 六項 第六十九 条第一項 第六十 九項 第八十九 条第三項 第九十七 条 第九 十 九 条
（特定個人情報の保護を図るために連携協力）			
第三十二条 委員会は、特定個人情報の保護を図るために、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。	第三十二条 委員会は、特定個人情報の保護を図るために、サイバーセキュリティの確保に関する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。	第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等 (指導及び助言)	第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等 (指導及び助言)
第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。	第三十三条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対する事務を処理するために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。	（特定個人情報の取扱いに関する監督等 (指導及び助言)	（特定個人情報の取扱いに関する監督等 (指導及び助言)
2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。		

3

委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関する法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関する特定個人情報の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入りらせ、特定個人情報の取扱いに関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第三十六条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第五十号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

第三十七条 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークリンクシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に関し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、内閣総理大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

2 委員会は、前項の規定により同項の措置の実施を求めたときは、同項の関係行政機関の長に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

第三十八条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

第六章の二 機構処理事務等の実施に関する措置

(機構処理事務管理規程)

第三十九条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務（以下「機構処理事務」という。）の実施に関して総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第三十九条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条及び次条第二項において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たつては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行ふ場合について準用する。（機構の役職員等の秘密保持義務）

第三十九条の三の一 機構の役員若しくは職員（地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）第二十七条第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、機構処理事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2

機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの人者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た機構処理事務特定個人情報等に関する秘密又は機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(帳簿の備付け)

第三十九条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第三十九条の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第三十九条の六 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施に関する監督上必要な命令をすることができる。

第三十九条の七 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施の状況に関する質問させ、若しくはその職員に、機構の事務所に立ち入りさせ、機構処理事務の実施の状況に関する質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十九条の八 総務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二及び第十七条第三項の規定により機構が処理する事務並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十九条の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機関に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

1 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。第三十九条の十一第一項第二号及び第三号において同じ。）

2 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する事項

3 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する事項

4 その他個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する重要事項

(個人番号カード関係事務に係る中期計画)

第三十九条の九 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条から第三十九条の十一までにおいて「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 個人番号カード関係事務に係る業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 個人番号カード関係事務に係る業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

3 その他主務省令で定める個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の規定により認可をした中期計画が前条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(個人番号カード関係事務に係る年度計画)

第三十九条の十 機構は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の個人番号カード関係事務に係る業務運営に関する

る計画（次条第五項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（各事業年度に係る個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価等）

第三十八条の十一 機構は、毎事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績及び中期目標の期間における個人番号カード関係事務に係る業務の実績

4 機構は、前項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

5 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

7 主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議をいう。次項において同じ。）に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

8 主務大臣は、機構の代表者が前項の規定による命令に従わなかつたときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。
(個人番号カード関係事務に係る財源措置)

第三十八条の十二 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

（財務大臣との協議）

第三十八条の十三 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

（通知等）

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、第一百四十八条、第一百四十九条若しくは第一百五十条又は消費税法（昭和六十三年法律第八百号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているもの

をいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者は又は管理人の同意を得なければならない。

（情報の提供の求め）

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるもの）をいう。第四十二条において同じ。）の情報を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

（資料の提供）

第四十一条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第三十九条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

（正確性の確保）

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第八章 雜則

（指定都市の特例）

第四十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるもの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

（事務の区分）

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

第四十五条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行つて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を作成するため戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報の電子計算機処理等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。））をいう。以下この条において同じ。)を保有してはならない。

2 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に關する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する事務に從事する者又は從事していいた者は、その業務に關して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

4 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

5 第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定による通知を行う場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは、「第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する場合は、その業務に關して知り得た当該事務（次項において準用する第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定により戸籍関係情報作成用情報を提供を受けた者は、その提供を受けた目的に必要な範団を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報の報酬を保有してはならない。

7 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四項中「第一項に規定する」とあるのは、「その提供を受けた」と読み替えるものとする。

8 戸籍関係情報作成用情報については、個人情報保護法第五章第四節の規定は、適用しない。

9 第六章の規定は、戸籍関係情報作成用情報の取扱いについて準用する。この場合において、第六章の規定は、「個人番号利用事務等実施者」とあるのは、「法務大臣又は第四十五条の二第六項に規定する者」と、第三十六条中（第十九条第十五号）とあるのは、「第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条第十五号」と読み替えるものとする。

（主務省令）

第四十六条 この法律における主務省令は、デジタル府令・総務省令とする。
(政令への委任)
第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章
(罰則)
第一項
個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機関保存本人確認情報等の提供に關する事務に從事する者又は從事していいた者が、正当な理由がないのに、その業務に關して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百五万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

第四十九条 前条に規定する者が、その業務に關して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盜用したときは、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、三年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十一条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の拘禁刑又は百五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員（領事官であつてこれらの人を含む。）が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の二 第三十八条の三の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条の三 第四十五条の二第三項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十三条 第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の二 第二十二条の二第八項又は第四十五条の二第九項において準用する第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第三十八条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十六条 第四十八条から第五十二条の三まで及び第五十五条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、

その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十八条、第四十九条及び第五十三条 一億円以下の罰金刑

二 第五十一条及び第五十三条の二から第五十五条の二まで 各本条の罰金刑

法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その

訴行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に

関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十四条、第六十五条及び第六十六条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十五条、第六章第一節、第五十四条、第六章第三節、第六十九条、第七十二条及び第七十六条(第六十九条及び第七十二条に係る部分に限る)並びに附則第四条の規定 平成二十六年一月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十六条、第二十七条、第二十九条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る)、第三十一条、第六章第二節(第五十四条を除く)、第七十三条、第七十四条及び第七十七条(第七十三条及び第七十四条に係る部分に限る)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第三章、第二十九条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く)から第三項まで、第三十条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る)、第六十三条(第十七条第一項及び第三項(同条第七十五条(個人番号カードに係る部分に限る)並びに第七十七条(第七十五条(個人番号カードに係る部分に限る)に係る部分に限る)並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十九条第七号、第二十一条から第二十三条まで並びに第三十条第一項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く)及び第二項(行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く)から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 行政機関の長等は、この法律(前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ)の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日(次項において「施行日」という)において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第四項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいざれの市町村において住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、第四

項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなかつた者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第八条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知しなければならない。

4 第七条第三項及び第八条の規定は、前三項の場合について準用する。

第一項から第三項までの規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第八条第二項の規定による個人番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関する取り扱つた個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む)を提供したときは、四年以下の拘禁刑若しくは二百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(日本年金機構に係る経過措置)

第三条の二 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間ににおいて政令で定める日までの間ににおいては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務の処理を行うことができない。

2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間ににおいて政令で定める日までの間ににおいては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

(委員会に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日(以下この条において「経過日」という)の前日までの間における第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」と、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第四十条第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。

(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大するこ

と並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受ける者が、当該提供をする者が本人であることを確認するための措置として選択することができる措置の内容を拡充するた

め、適時に必要な技術的事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後一年を目途として、情報提供等記録開示システム（総務大臣の使用に係る電子計算機と第二十三条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報について総務大臣に対して第三十条第二項の規定により読み替えた行政機関個人情報保護法第十二条の規定による開示の請求を行う者の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、その者が当該開示の請求を行い、及び総務大臣がその者に対して行政機関個人情報保護法第十八条の規定による通知を行うために設置し、及び運用されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を設置するとともに、年齢、身体的な条件その他の情報提供等記録開示システムの利用を制約する要因にも配慮した上で、その活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、情報提供等記録開示システムの設置後、適時に、国民の利便性の向上を図る観点から、民間における活用を視野に入れて、情報提供等記録開示システムを利用して次に掲げる手続又は行為を行うこと及び当該手続又は行為を行うために現に情報提供等記録開示システムに電気通信回線で接続した電子計算機を使用する者が当該手続又は行為を行うべき者であることを確認するための措置を当該手続又は行為に応じて簡易なものとすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 法律又は条例の規定による個人情報の開示に関する手続（前項に規定するものを除く。）

二 個人番号利用事務実施者が、本人に対し、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供すること。

三 同一の事項が記載された複数の書面を一又は複数の個人番号利用事務実施者に提出すべき場合において、一の書面への記載事項が他の書面に複写され、かつ、これらの書面があらかじめ選択された一又は複数の個人番号利用事務実施者に対し一の手続により提出されること。

5 政府は、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの）の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する情報に関する事務が的確に実施されるよう、国税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報を検討するものとする。

6 政府は、適時に、地方公共団体における行政運営の効率化を通じた住民の利便性の向上に資する観点から、地域の実情を勘案して必要があると認める場合には、地方公共団体に対し、複数の制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとする。

協力をを行うものとする。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六七号）抄
(施行期日)
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定
（公布の日）

附 則（平成二四年一月二六日法律第一〇二号）抄
(施行期日)
この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定
（公布の日）

附 則（平成二四年一月二六日法律第六七号）抄
(施行期日)
この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定
（公布の日）

附 則（平成二四年一月二六日法律第一〇二号）抄
(施行期日)
この法律は、厚生労働大臣と、番号利用法別表第二の改正規定中「百十九の項を百二十の項とし、百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六」とあるのは「百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし、百十五」と、「百十七厚生労働大臣」とあるのは「百十六厚生労働大臣」とし、整備法第六十五条のうち、番号利用法別表第一の改正規定中「九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項を九十五の項とし」とあるのは「九十七の項を九十八の項とし、九十四の項から九十六の項までを一項ずつ繰り下げる」と、番号利用法別表第二の改正規定中「百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項を百十七の項とし」とあるのは「百十九の項を百二十の項とし、百十六の項から百十八の項までを一項ずつ繰り下げる」とする。

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成二五年五月三日法律第二八号）抄
この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三十三条から第四十二条まで、第四十四条（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十条の規定
（公布の日）
附 則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から三まで
（政令への委任）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から三まで
（略）
附 則（平成二五年六月二六日法律第六三号）抄
(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第一百三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定
（公布の日）
二及び三
（略）
四 附則第一百四十七条及び第一百四十八条の規定
（公布の日）
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（平成二五年一月四日法律第九〇号）抄
(施行期日)
この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
第一百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

条、第百一十八条、第百二十二条の二、第百一十三条第三項及び第百二十四条第三項の改正規定、同法第二百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第二百二十六条第一項、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百四十一条の見出し及び同条第一項、第二百四十八条第二項、第二百五十二条及び第二百五十三条並びに第二百七十六条の改正規定、同法第二十一条の章名の改正規定、同法第二百七十九条から第二百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第一項、第二百三十三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定を除く。並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十五条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条规定、附则第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第一号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十七条の規定

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（一）三月三日で、各

附 則
(平成二七年三月三一日法律第九号) 抄

四 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

ハ、第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の八」を「第九条の九」に改める部

く。）、同法第九条の三の「第一項の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二を削る改正規定、同法第十条の二の二第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第十三項の改正

規定、同条を同法第十条の二とする改正規定、同法第十条の三（見出しを含む）の改正規定、同法第十条の五の二を削る改正規定、同法第十条の五の三の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条第一項中「ものを含む」の下に「。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」という」を、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善

指導助言書類」という。)を加える部分、「もの」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加える部分及び「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に改める部分を除く。)、同条を同法第十条の五の二とする改正規定、同法第十条の五の四の改正規定、同条を同法第十条の五の三とする改正規定、同法第十条の五の五の改正規定、同条を同法第十条の五の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定(同条第一項第五号の次に「号を加える部分及び同項第六号に係る部分を除く。)、同法第十一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第十一条の三第一項の改正規定(「第三項」を「次項」に改める部分を除く。)、同法第十三条第二項の改正規定(同法第十三条の二を削る改正規定、同法第十三条の三第二項の改正規定(「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同条を同法第十三条の二とする改正規定、同法第十四条の二第三項の改正規定(「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改める部分を除く。)、同法第十五条第二項の改正規定(同法第十九条第二号の改正規定(「第十条の二の二、第十条の三」を「第十条の二から第十条の四まで」に改める部分を除く。)、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十六条第二項第五号の改正規定、同法第二十八条の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第二十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十条の二第二項第一号の改正規定、同法第三十三条の六第二項の改正規定、同法第三十七条の二第二項の改正規定、同法第三十七条の十第四項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一第二項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第五項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定(同条第七項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十三項に係る部分、同条第二十項に係る部分、同条第二十一項に係る部分及び同条第二十三項に係る部分を除く。)、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の四とする改正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定、同条を同法第三十七条の十四の三とする改正規定、同法第三十七条の十四の次に「一条を加える改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに同法第六十七条の十七第二項の改正規定(「及び第九項」を「第九項及び第十一項」に改める部分に限る。)並びに附則第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条、第六十二条、第六十四条第八項、第六十六条、第六十九条第一項、第七十条、第九十七条第三項、第一百十五条(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第七条の改正規定に限る。)、第一百二十七条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二百七十九号)第九条第三項の改正規定(「第二十五項」を「第二十六項」に改める部分に限る。)に限る。)及び第一百二十九条の規定

同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による,)ことされる場合に
おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
定める。

(施行期日)
この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

(施行期日)
この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律)

(施行期日)
この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

法律第五十八条号)を含む。次項において同じ。又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対してされている申請、届出その他の行為は、第二号施行日以後は、新番号利用法(新番号利用法第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律)を含む。次項において同じ。又はこれに基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第二号施行日前に旧番号利用法又はこれに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会に対して届出その他の手続をしなければならない事項で、第二号施行日前にその手續がされていないものについては、第二号施行日以後は、これを、新番号利用法又はこれに基づく命令の相当規定により個人情報保護委員会に対してその手續をしなければならないとされた事項についてその手續がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(特定個人情報保護委員会規則に関する経過措置)

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する特定個人情報保護委員会規則は、第二号施行日以後は、個人情報保護委員会規則としての効力を有するものとする。

(委員長又は委員の任命等に関する経過措置)

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に從前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ第二号施行日に、第一条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下この条において「第二号新個人情報保護法」という。)第五十四条第三項の規定により、個人情報保護委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第二号新個人情報保護法第五十五条第一項の規定にかかわらず、第二号施行日における從前の特定個人情報保護委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

附則第一号に掲げる規定の施行の際現に從前の特定個人情報保護委員会の事務局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、第二号施行日に、同一の勤務条件をもつて、個人情報保護委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

(守秘義務に関する経過措置)

第八条 特定個人情報保護委員会の委員長、委員又は事務局の職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盜用してはならない義務については、第一号施行日以後もなお從前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるものと、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十二条 政府は、施行日までに、新個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関が保有する同条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等が保有する同条第二項に規定する個人情報(以下この条において「行政機関等保有個人情報」と総称する。)の取扱いに関する規制の在り方について、匿名加工情報(新個人情報保護法第二条第九項に規定する匿名加工情報をいい、行政機関等匿名加工情報(行政機関等保有個人情報を加工して得られる匿名加工情報をいう。以下この項において同じ。)を含む。)の円滑かつ迅速な利用を促進する観点から、行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する指導、助言等を統一的かつ横断的に個人情報保護委員会に行わせることを含めて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制

の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行後三年を目途として、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関が同条第三項に規定する農水産業協同組合が同条第三項に規定する貯金者等から、又は、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、国の行政機関等が保有する個人情報の安全を確保する上でサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する対策的・的確な策定及び実施が重要であることに鑑み、国の行政機関等における同法第十三条に規定する基準に基づく対策の策定及び実施に係る体制の整備等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一體的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

7 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一體的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。

附 則

（平成二十八年三月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 一から五の三まで 略

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七条中地方財政法第三十一条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

附 則

（平成二十八年三月三一日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条规定の改正規定、同法第一百五十一条の二第四項第二号の改正規定（第一百五十一条の二第一項又は第二項（「」を「第一百五十一条の四第一項又は第二項（相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があった場合等の」に改める部分を除く。）、同法第一百六十六条の改正規定（前編第五章）の下に「及び第六章」を加える部分を除く。）並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十二条の改正規定並びに附則第六条、第十四条第二項及び第一百六十六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（第五十七条第二項若しくは「を削る部分に限る。」に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）

第一百六十八条

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

（処分、申請等に関する経過措置）

第七条

この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた承認等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この附則又は附則第九条の規定に基づく政令に定めるもののか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

（平成二八年五月二七日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成二八年六月三日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

（平成二八年一月二八日法律第八六号）抄

（施行期日）

(罰則に関する経過措置)

第二十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条(地方税法第二十七条规定の改正規定(第五十条第六項)を削る部分を除く。)及び同法第二百九十九条第二項の改正規定を除く。第九条から第十六条まで、第十七条(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三条第一号ニの改正規定に限る。)、第十八条、第十九条及び第二十一条(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。)の規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第二十四条の規定

公布の日

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第二十四条の規定

令和二年四月一日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 第二十四条の規定

令和二年四月一日

正規定(「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。)、同法第四項の改正規定(第二十九条の二第五項)を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分及び「第二十九条の二第八項から第十二項まで」を「第二十九条の二第九項から第十三項まで」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定(第三十七条の十四第三十項)を「第三十七条の十四第三十項」に改める部分を除く。)、同項第五号及び第六号の改正規定(第二十九条の二第八項から第十二項まで)を「第二十九条の二第九項」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定(平成三十一年三月三十一日)を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第四十二条の十二の五第二項第二号の改正規定(同法第四十四条の二の改正規定、同法第五十二条の二第一項及び第五十三条第一項第二号の改正規定、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定(第十三条第一項)を「第十九条第一項」に改める部分及び「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十五の六第二項第二号の改正規定(同法第六十八条の二十から第六十八条の二十三までの改正規定、同法第六十八条の四十一項及び第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定並びに同法第八十条第三項の改正規定並びに附則第三十三条、第五十二条第三項、第六十九条第三項及び第一百三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第三項の改正規定(「第二十九条の二第五項」を「第二十九条の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に改める部分に限る。)に限る。)の規定

(罰則に関する経過措置)

第一百五十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条ただしの番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第一の九十四の項及び別表第二の百十六の項の改正規定(別表第一の九十四の項に係る部分に限る。)並びに附則第十四条及び第十七条の規定は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の公布の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の九十四の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給」と、「実施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号)による同法附則第二条の認定」とする。

(政令への委任)

第十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月二二日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

一 第三条中高齢者の医療の確保に関する法律第一百六十条の二の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第六条中社会保険診療報酬支払基金法の題名の次に目次を付する改正規定及び同法第十六条第二項の改正規定並びに第八条中国民健康保険法第八十八条第一項及び第二項並びに第百一十二条の二改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第一百一十三条の二第一項

改正規定並びに附則第三条、第六条及び第十六条の規定 同条は一項を加え、改正規定並びに同二から四まで

七から九まで 恒常的に適用するものとし、並に前項の規定による日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百四十五条第三項の改正規定、第七条の規定及び第十二条中介護保険法第二百六十六第三項の改正規定並びに附則第四条、第五条、第十二条及び第十五条の規定 令和三年四月一日

（その他の経営措置の政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関するもの）

経過措置を含む)は政令で定める。

(施行期日) 第二条 本法は、公布の日から起算して七月を経過した後、内閣が定める日から施行する。

第一項 この法律は、公布の日から起算して九月を起算しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のよう記入する部分に限る)、司法別表第二の改正規定

定（第十号に掲げる部分を除く。）、同法別表第三の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同

法別表第四の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）及び同法別表第五の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する部分を除く。）、

する法律第十七條第三項の改正規定（同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分（第五一七条第一項）に就き、部分を除く。）を除く。）、同法第一一九条の二三見

五十七第」を「第五十七条第一項」に改める部分(以下同様)
定、同法第三十七条第三項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第五号に係る部分(「第

五十七条」を「第五十七条第一項」に改める部分に限る。) を除く。)、同法第五十六条(見出しを含む。)の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(「電子計算機処理等の受託者

等」を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。)及び同条の改正規定(同条に二項を加

れる部分を除く)、第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。)別表第一及び別

表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条
及び第へ一〇二の規定、公行の日

二 略 及び第ハ十一条の規定の公布の日

三 第五条の規定 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）の施行の日

四及び五略

六 第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三条第四項の改正規定、同法第十七条第三項の改正規定（第一号に掲げる部分

を除く。）、同法第十九条の改正規定、同法第三十七条第三項の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同法第三十八条の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条、第四十四条第一項、第四十五条、第五十一条（見出しを含む。）、第五

十三条（見出しを含む。）及び第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定（同号に掲げる部分を除く。）、同条に一項を加える改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（同項に一号を加える部分に限る。）並びに同法第七十四条及び第七十八条第一項の改正規定並びに第四条中番号利用法第七条及び第十六条の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。）並びに番号利用法第五十五条及び附則第三条の改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
七から九まで 略

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第八条、第九条、第十三条及び第十五条第二項の改正規定、同法第十七条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第十八条及び第十九条第四項の改正規定、同法第二十条の次に三条を加える改正規定、同法第二十二条の改正規定（第二号に掲げる部分を除く。）、同法第二十六条から第三十条までの改正規定、同法第三十条の六に一項を加える改正規定、同法第三十条の七に一項を加える改正規定、同法第三十条の八から第三十条の十まで、第三十条の十一、第三十条の十五、第三十条の十七第一項、第三十条の二十五第二項、第三十条の三十六、第三十条の三十七第三項及び第三十条の四十第二項の改正規定、同法第三十条の四十一から第三十条の四十四までを削る改正規定、同法第四章の三を同法第四章の四とし、同法第四章の二の次に一章を加える改正規定、同法第四十二条、第四十七条及び第五十一条の改正規定、同法別表第一の改正規定（第三十条の三十二の下に、「第三十条の四十四、第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を加える部分に限る。）、同法別表第二の改正規定（第三十条の十）の下に「、第三十条の四十四の三」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第三の改正規定（第三十条の十一）の下に「、第三十条の四十四の四」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第四の改正規定（第三十条の十二）の下に「、第三十条の四十四の五」を加える部分及び同表の提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関の欄に係る部分に限る。）、同法別表第五の改正規定（第三十条の十五）の下に「、第三十条の四十四の六」を加える部分に限る。）並びに同法別表第六の改正規定、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七条及び第八条の改正規定、同法第九条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第十条、第十二条、第十三条、第十六条の二、第十六条の六、第十六条の七及び第十六条の十一の改正規定、同法第二十二条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分を除く。）、同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）、同条第三項の改正規定並びに同法第七十七条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第二条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二（第三项、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附则第四条第三项、第九项及び第十项、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日
（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経

		十一條の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日 (罰則に関する経過措置)
第三十一条	(施行期日)	この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)		第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則	(令和二年六月五日法律第四〇号) 抄	第三十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めること。
第一条	(施行期日)	この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定拠出年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五号までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則二から九まで 略		
十 附則第九十六条の規定 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) 附則第一条 (施行期日) (政令への委任)	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	
第九十七条	(施行期日)	この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置)を含む。は、政令で定める。
附 則	(令和二年六月一二日法律第四四号) 抄	附則(令和二年六月五日法律第四〇号)抄

		発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日 (罰則の適用に関する経過措置)
第八条	(施行期日)	この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)		第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
附 則	(令和二年六月一二日法律第五二号) 抄	第九十条 政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び发展の状況等を勘査し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
第一条	(施行期日)	この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中介護保険法附則第十三条(見出しを含む。)及び第十四条(見出しを含む。)の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十二条(見出しを含む。)及び第十二条(見出しを含む。)の改正規定、第六条及び第八条の規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)附則第十条第三項及び第四項の改正規定を除く。)並びに附則第八条及び第九条の規定 公布の日		
附 則	(令和三年三月三一日法律第一一号) 抄	附則(令和二年六月五日法律第四〇号)抄
第一条	(施行期日)	この法律は、令和三年四月一日から施行する。 (罰則に関する経過措置)
第一百三十二条	(施行期日)	この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則	(令和三年五月一〇日法律第三〇号) 抄	附則(令和二年六月五日法律第四〇号)抄
第一条	(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して一日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(令和三年五月一九日法律第三六号) 抄	附則(令和三年五月一九日法律第三六号)抄
第一条	(施行期日)	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
第五十七条	(施行期日)	この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をし

なければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の

(命令の効力に関する経過措置)
第一一
（命令の効力に関する経過措置）

織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十

(罰則の適用に関する経過措置) 二〇一〇年六月三十日を以て、この規則が施行された場合においては、この規則の適用を受けることとする。

(政令への委任) 第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行

に^レし必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一七七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第

二 七十三条までの規定 公布の日 附則第十八条（戸籍法第二十九条の改正規定を除く。）及び第五十三条（行政手続における

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五一条の「第一項 第五項 第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定に限る。」の規定 戸籍法の

三　各　　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二十九

条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十

十一号) 第三十五条の改正規定(「(条例を含む。)」を削る部分に限る。)を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定が公布の日から

起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日五及び六略

第二十一条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に

関する法律第七十七条の二を同法第七十七条の三とし、同法第七十七条の次に「一条を加える改正規定を除く。」、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「条例を含む。」）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

八 第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十七の項の改正規定に限る。）の規定 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

九 略

十 第二十八条、第三十四条、第三十六条、第四十条、第五十六条及び第六十一条の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日
(第五十五条の規定の施行に伴う経過措置)

十一 地方公共団体情報システム機構の施行日以後最初の事業年度の第五十五条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十八条の十に規定する年度計画については、同条中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(戸籍法の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)

第六十二条 施行日が戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、同日から施行日の前日までの間における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条の二の規定の適用については、同条中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第三項」とする。
(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、处分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）
附 則（令和三年五月一九日法律第三八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略

第二項の改正規定、同法第十六条の六の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、同法第二十二条の二第二項の改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項及び第三項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真的表示については、なお従前の例による。

（政令への委任）この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年四月一四日法律第二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中生活困窮者自立支援法第八条の改正規定、第二条中生活保護法目次の改正規定（「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める部分に限る。）並びに同法第八章の章名、第五十五条の五、第五十五条の六、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条

第一項、第六十六条第一項、第七十条第五号、第七十一条第五号、第七十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三、第七十八条第三項、第八十一条の二第一項、第八十五条第二項並びに別表第一の改正規定並びに附則第三条及び第五条から第九条までの規定

（政令への委任）整規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う調査規定）

第八条 第一号施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後である場合には、前条中「別表第一の十五の項及び別表第二の九の項」とあるのは、「別表二十三の項」とする。

（政令への委任）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和六年六月七日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（デジタル社会形成基本法第二十二条の改正規定を除く。）並びに第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定（第六条）

六条を「第六条の二」に改める部分に限る。次号において同じ。）及び同法第一章に一条を加える改正規定並びに附則第四条、第六条、第七条及び第十二条の規定並びに附則第十三条中デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項第一号の改正規定、公布の日

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にだし書及び各号を加える改正規定（同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十七項の改正規定並びに同法第十六条にだし書及び各号を加える改正規定並びに次条の規定

公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）**附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄**

（施行期日）**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・

子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条

（政令の規定）この法律の公布の日

二 及び三 略

（施行期日）**四 次に掲げる規定 令和七年四月一日**

イからカまで 略

ヨ 附則第三十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表八十三の項の改正規定及び同表百二十七の項の改正規定（による）の下に「妊婦のための支援給付」を加える部分に限る。）

五 次に掲げる規定 令和八年四月一日

ヨ 附則第三十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表百二十七の項の改正規定（による）の下に「妊婦のための支援給付」を加える部分

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）**第四十五条** この法律（附則第一号第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）**附 則（令和六年六月一九日法律第五三号）抄**

（施行期日）**第一条** この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条（母子保健法第十七条の二第一項及び第十九条の二の改正規定に限る。）、第六条及び第九条の規定並びに附則第六条、第七条、第十条（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十号）別表第二の五の十二の項の改正規定（「交付」の下に「同法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施」を加える部分に限る。）及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限る。）及び第十四条の規定

（施行期日）**附 則（令和六年六月二一日法律第五九号）抄**

（施行期日）**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条の規定 公布の日

二 附則第十条の規定 この法律の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十六号)の公布の日のいすれか遅い日(政令への委任)この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

別表(第九条関係)

九 市町村長	一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項若しくは第一百二十三条第一項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	二 全国健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	三 厚生労働大臣	恩給法(大正十二年法律第四十八号)。他の法律において準用する場合を含む。による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	四 全国健康保険協会	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	五 厚生労働大臣	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)。以下「平成十九年法律第三十号」という。附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	六 都道府県知事	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	七 厚生労働大臣	船員法(昭和二十二年法律第一百号)による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	八 都道府県知事	災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	九 市町村長	児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定医の指定、小児慢性特定疾患要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定人所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む)又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」といいう。)	る保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九 市町村長	十一 厚生労働大臣	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十二 都道府県知事	予防接種法(昭和二十二年法律第二百四十五号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十三 厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十四 都道府県知事	母体保護法(昭和二十三年法律第六十八号)による母体保護法(昭和二十三年法律第六十八号)による指定(同法第十五条第一項の指定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十五 厚生労働大臣	医師法(昭和二十三年法律第二百一号)による医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十六 厚生労働大臣	歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)による歯科医師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十七 厚生労働大臣	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十八 都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	十九 厚生労働大臣	歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	二十 都道府県知事	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による認定(同法第五条の二第一項の認定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	二十一 大臣	司法試験法(昭和二十四年法律第一百四十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	二十二 教育委員会	教育職員免許法(昭和二十四年法律第一百四十七号)による教育職員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	二十三 都道府県	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)による認定(同法第二条第一項第一号の認定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九 市町村長	二十四 都道府県	る保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

十九の六 都道府県 知事	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）による全国通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の七 通訳案内士法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十 都道府県知事	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十一 市町村長	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十二 厚生労働大臣	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十四 都道府県知事	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十五 国土交運大臣	建築基準法（昭和二十五年法律第二百二十一号）による建築物調査員資格者証若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十六 國土交運大臣	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十七 國土交運大臣	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十八 國税庁長官	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）によるクリーニング師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九 國税庁長官	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十 日本税理士会連合会	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十一 日本税理士会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による行政書士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十二 法務大臣	社会福祉法による生計困難者に対し無利子又は低利で資金を融通する事務である事務であつて主務省令で定めるもの
三十三 防衛大臣	社会福利法による生計困難者に対し無利子又は低利で資金を融通する事務である事務であつて主務省令で定めるもの

二十六の二 國土交運大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による船舶運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十六の三 國土交運大臣	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十六の四 國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第一百六十六号）第二十七条第一項に規定する実施機関又は防衛省の職員の給与等に関する事務（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えられる場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による船舶運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十七 公営住宅法（昭和二十六年法律第一百九十三号）第二条第十六号に規定する実施機関	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による船舶運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十八 厚生労働大臣	公営住宅法による公営住宅（同法第一条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九 國税審議會	公営住宅法による公営住宅（同法第一条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十 日本税理士会連合会	公営住宅法による公営住宅（同法第一条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十一 日本税理士会	公営住宅法による公営住宅（同法第一条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十二 法務大臣	公営住宅法による公営住宅（同法第一条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十三 防衛大臣	公営住宅法による公営住宅（同法第一条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

県知事	四十三の二 都道府	三十四 厚生労働	大臣	三十五 校振興・共済事業団	三十六 財務大臣	三十七 厚生労働大臣	三十八 文部科学大臣	三十九 厚生労働大臣	四十 厚生労働大臣	四十一 厚生労働大臣	四十二 国家公務員	四十三 国家公務員	共済組合連合会	事務
														費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくはこれらに準ずる給付若しくは支給又は若年定年退職者給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に関する事務又は障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付、年金である給付若しくは一時金の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）
														特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第二百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														歯科技工士法（昭和三十一年法律第二百六十八号）による歯科技工士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														美容師法（昭和三十二年法律第二百六十三号）による美容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による臨床検査技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
														調理師法（昭和三十三年法律第二百四十七号）による調理師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

五十七 国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十八 社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に関する法律第二条第二項に関する法	国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十九 地方公務員	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十 厚生労働大臣	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給、福祉事業の実施若しくは一時金の支給又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一 市町村長	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特例給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十二 厚生労働大臣	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特例給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十三 都道府県知事	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十四 都道府県長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十五 都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十六 厚生労働大臣又は都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十七 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十八 厚生労働大臣	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十九 厚生労働大臣	特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十 市町村長	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十一年法律第一百号）による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十一 厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第百九号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十二 厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十三 厚生労働大臣	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による再就職援助計画の認定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四 厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十五 地方公務員	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第一百二十一号）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）による年金である
七十七 全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七の二 都道府県知事	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練指導員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七の三 厚生労働大臣	職業能力開発促進法によるキヤリアコンサルタントの登録又は技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八 厚生労働大臣	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八の二 厚生労働大臣	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十九 預金保険機構	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十 厚生労働大臣	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一 市町村長	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十二 厚生労働大臣	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣	母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一の二 厚生労働大臣	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）による免許二条第一項に規定する免許をいう。又は労働安全コンサルタント若しくる者を含む。）

八十二 農水産業協同組合貯金保険機構	八十二の二 市町村長	は労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働	八十三の二 厚生労働大臣	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十四 厚生労働	八十四の二 厚生労働大臣	災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十五 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する事務（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	八十五 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する事務（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	灾害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四八年法律第八十二号）による雇用保険法による失業等給付若しくは育児休業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十六 厚生労働	八十六 厚生労働大臣	未払賃金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十七 厚生労働	八十七 厚生労働大臣	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十八 厚生労働	八十八 厚生労働大臣	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十九 厚生労働	八十九 厚生労働大臣	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）による社会福祉士又は介護福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一 厚生労働	九十一 厚生労働大臣	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による港湾労働者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二 厚生労働	九十二 厚生労働大臣	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住者証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二年）	九十三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの

九十四 厚生労働	九十五 都道府県知事等	号) 第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
九十六 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	九十七 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国情旅、自立支度金、一時金若しくは一時帰国情旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十八 厚生労働大臣	九十九 平成八年法律第八十二号附則第二号附則第四十八条第一項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国情旅、自立支度金、一時金若しくは一時帰国情旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百一 都道府県知事	百一 都道府県知事	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百二 厚生労働大臣	百二 厚生労働大臣	平成九年法律第一百三十三号による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百三 厚生労働大臣	百三 厚生労働大臣	精神保健福祉士法（平成九年法律第一百三十一号）による精神保健福祉士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百四 都道府県知事	百四 都道府県知事	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百五 都道府県知事 又は保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の長	百五の二 國土交通 大臣	百六 確定給付企業 年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百七 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第一号に規定する事業主	百八 国民年金基金 連合会	百九 厚生労働大臣	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百十 農林漁業団体職員共済組合	百十一 市町村長	百十二 独立行政法人農業者年金基金	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康増進法（平成十四年法律第二百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百三十三 独立行政法 人日本スポーツ振興 センター	百十四 独立行政法 人医薬品医療機器総 合機構	百十五 独立行政法 人日本学生支援機 構	百十六 厚生労働	百十七の二 総務	百十八 厚生労働	百十九 厚生労働大 臣又は日本私立学校 振興・共済事業団、 国家公務員共済組合 連合会、地方公務員 共済組合、全国市町 村職員共済組合連合 会若しくは地方公務 員共済組合連合会	百二十 厚生労働	百二十一 厚生労働	百二十二 厚生労働	大臣	大臣	大臣	大臣
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第七十七条第一項の委託を受け行う事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人厚生労働省令で定めるもの	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百二十三 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	百二十四 厚生労働大臣	百二十五 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)第五十六条。以下「平成二十三年法律第五十六号」といいう。附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会百二十六 厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長百二十七 市町村長百二十八 厚生労働大臣	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十一年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
又は企業年金連合会規定する存続連合会百三十平成二十二五年法律第六十三条附則第三条第十三号にう。」附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金	平成二十五年法律第六十三号による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十一年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百三十一 都道府県知事	百三十二 文部科学大臣又は厚生労働大臣	百三十三 都道府県知事	百三十四 内閣総理大臣	百三十五 公的給付百三十六 預金保険機関
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの	公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)による公認心理師の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、指定医の指定又は指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの